

川越市告示第337号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として、次の医師を指定したので、川越市身体障害者福祉法施行細則(昭和62年川越市規則第19号)第5条の規定により告示する。

令和8年4月20日

川越市長 森田初恵

医師の氏名	障害区分	診療科名	医療機関の名称	指定年月日
			医療機関の住所	
山本 亮	じん臓機能障害	腎・高血圧内科	埼玉医科大学総合医療センター	令和8年4月1日
			川越市鴨田1981	
村上 結香	視覚障害	眼科	医療法人七彩 川越西眼科	令和8年4月1日
			川越市的場新町8-5	